

平成27年度

第5委員協議会
報告資料

○春日那珂川水道企業団の河川法違反取水について

- | | | | |
|--------|-----------------------|---|---|
| 1 | 河川法違反取水について | 1 | 頁 |
| 2 | 暫定的な断水回避策について | 3 | 頁 |
| —参考資料— | | | |
| | 春日那珂川水道企業団の河川法違反取水の概要 | 7 | 頁 |

平成27年12月11日

水道局

1. 河川法違反取水について

1-1. 河川法違反取水の状況及び是正に向けた取り組み

- 平成 27 年 9 月 17 日 福岡県から春日那珂川水道企業団へ是正指示
- 平成 27 年 10 月 30 日 春日那珂川水道企業団より福岡県へ是正計画書提出
- 平成 27 年 10 月 30 日 福岡県が春日那珂川水道企業団へ追加指示
(断水回避策を早期に検討し再提出すること)
- 平成 27 年 11 月 6 日 春日那珂川水道企業団から福岡県へ追加指示に対する回答
(平成 27 年 12 月 25 日までに是正計画書を再提出する)

(1) 福岡県に提出された是正計画書の概要

(平成 27 年 10 月 30 日提出)

①水利使用規則の遵守
1) 超過取水, 違反取水の停止 ・代替水源の確保ができた時点で停止
2) 違反工作物の撤去 ・河川区域内に設置されている集水管等を撤去(平成 29 年 5 月末まで)
3) 取水量報告の見直し ・毎日の取水量, 時間あたりの取水量を出力帳票を添付し毎月報告
②代替水源の確保
1) 暫定的な断水回避策 ・構成団体の水融通による福岡地区水道企業団からの受水増量(4,000m ³ /日) ・井尻川からの流水占用許可(2,500m ³ /日)
2) 恒久的な断水回避策 ・引き続き検討協議(調査等に時間を要し, 水源確保までに数年かかる見通し)
③原因究明及び再発防止策 ・今後, 原因究明を行うとともに, 再発防止策を作成
④是正計画の進捗管理 ・適宜, 進捗管理を行い, コンプライアンスの徹底を図りながら実施
⑤地下水伏流水調査 ・今後, 専門家と相談し対応を検討
⑥牛頸川からの違反取水の疑い ・河川管理者の調査結果を待って対応(現在, 疑いのある取水は停止)

(2) 是正計画の進捗状況

(春日那珂川水道企業団資料より、平成 27 年 12 月 3 日時点)

是正項目	是正進捗状況
①水利使用規則の遵守	
1) 超過取水, 違反取水の停止	・超過取水, 違反取水の停止に向けて努力しているところであり, 関係機関等と協議中
2) 違反工作物の撤去	・埋金取水場において農業用水路からの取水口の封鎖工事を施工中であり, 平成 27 年 12 月 26 日までに完了予定 ・河川区域内に設置されている集水管等の撤去工事については, 平成 28 年 1 月より着手し, 平成 29 年 5 月末までに完了予定
3) 取水量報告の見直し	・毎日の取水量は平成 27 年 8 月分より, 時間あたりの取水量は出力帳票を添付し 11 月分より, 福岡県に毎月報告
②代替水源の確保	
1) 暫定的な断水回避策	実施済 <ul style="list-style-type: none"> ・構成団体の水融通による福岡地区水道企業団からの受水増量 (4,000m³/日) ・井尻川からの流水占用許可 (2,500m³/日) ・更なる不足量については, 暫定的な水源の確保に向けて, 関係機関等と協議中
2) 恒久的な断水回避策	・深井戸の試掘調査 3 箇所を平成 27 年 10 月より開始し, 平成 28 年 1 月までに完了予定 ・その他, 様々な方策について検討協議中ではあるが, 調査等に時間を要し, 水源確保までに数年かかる見通し
③原因究明及び再発防止策	・第三者による調査委員会の設置に向け準備中
④是正計画の進捗管理	・是正計画の進捗管理及びコンプライアンスの徹底のための体制強化を検討中
⑤地下水伏流水調査	・対象井戸と表流水の水質を比較する検査を平成 28 年 1 月より実施予定
⑥牛頸川からの違反取水の疑い	・疑いのある取水施設の返還について関係機関等と協議中

1-2. 原因究明と再発防止の取組状況

(1) 春日那珂川水道企業団の対応

今後, 弁護士や学識者等から構成される第三者による調査委員会を設置し, 原因究明と再発防止策の検討を実施。平成 28 年 3 月末までに検討結果を取りまとめる予定。

- ・原因究明：職員等の事情聴取, 違反取水に関連する書類の洗い出し
- ・再発防止：水利使用に係る適正性の確認体制の整備, 法令遵守意識の徹底, 職場環境の整備, 公益通報体制の整備, 河川法令に係る事前相談の実施等

(2) 福岡県の対応

福岡県知事は河川管理者として, 長期にわたり違反行為を見抜けなかったことを大変重く受け止めており, 再発防止のために, 以下のとおり取り組むことを, 平成 27 年 11 月の県議会で表明している。

- ・春日那珂川水道企業団に対し厳しい指導を行い, 原因究明と再発防止策の提出を求める
- ・福岡県として, 違反防止のためのチェック体制のあり方を検討する
- ・不正な行為があった場合, 水道事業であっても占用料を徴収可能とする条例の改正

2. 暫定的な断水回避策について

2-1. 河川法違反取水の是正に関する協議について

(1) 目的と構成メンバー

【目的】 春日那珂川水道企業団の河川法違反取水の是正に伴う断水回避策の策定に向けた検討
 ※暫定策の検討を優先し、引き続き恒久策を検討
 ※合議機関として意思決定を行うのではなく、それぞれの立場から検討要請や助言、指導を行うもの

【構成メンバー】 春日那珂川水道企業団[主催者]、福岡県、福岡地区水道企業団、福岡市

(2) 経緯

- 平成27年10月13日～11月25日
 河川法違反取水の是正に関する協議（計5回開催）
 （以下、「4者協議」という。）

(3) 不足水量

（春日那珂川水道企業団資料より、数値は日量）

区 分		備 考
春日那珂川水道企業団の計画一日最大取水量		42,100m ³
福岡地区水道企業団受水、原町浄水場の計画一日最大取水量		14,350m ³
東隈、埋金浄水場の計画一日最大取水量（必要水量）		27,750m ³
適法取水量		9,900m ³
那珂川における流水占用許可水量		7,500m ³
地下水取水量		2,400m ³
違反取水量		17,850m ³
暫定的正代替水の源	福岡地区水道企業団からの受水増量	4,000m ³ 平成27年5月26日～ 2,000m ³ 平成27年10月16日～ 2,000m ³
	井尻川における流水占用許可水量	2,500m ³ 平成27年10月26日取得
	原町浄水場からの応援水量	300m ³
	未対応（不足水量）	11,050m ³

(4) 4者協議の内容

○春日那珂川水道企業団からの要請内容

⇒春日那珂川水道企業団より、違反取水に関する謝罪及び恒久的な水源確保ができるまでの緊急措置としての暫定的な断水回避策を検討依頼

○4者協議での検討内容

⇒4者それぞれの立場で要請内容に対する法的・技術的な面からの検討

2-2. 4者協議にて提案された暫定的な断水回避策（案）

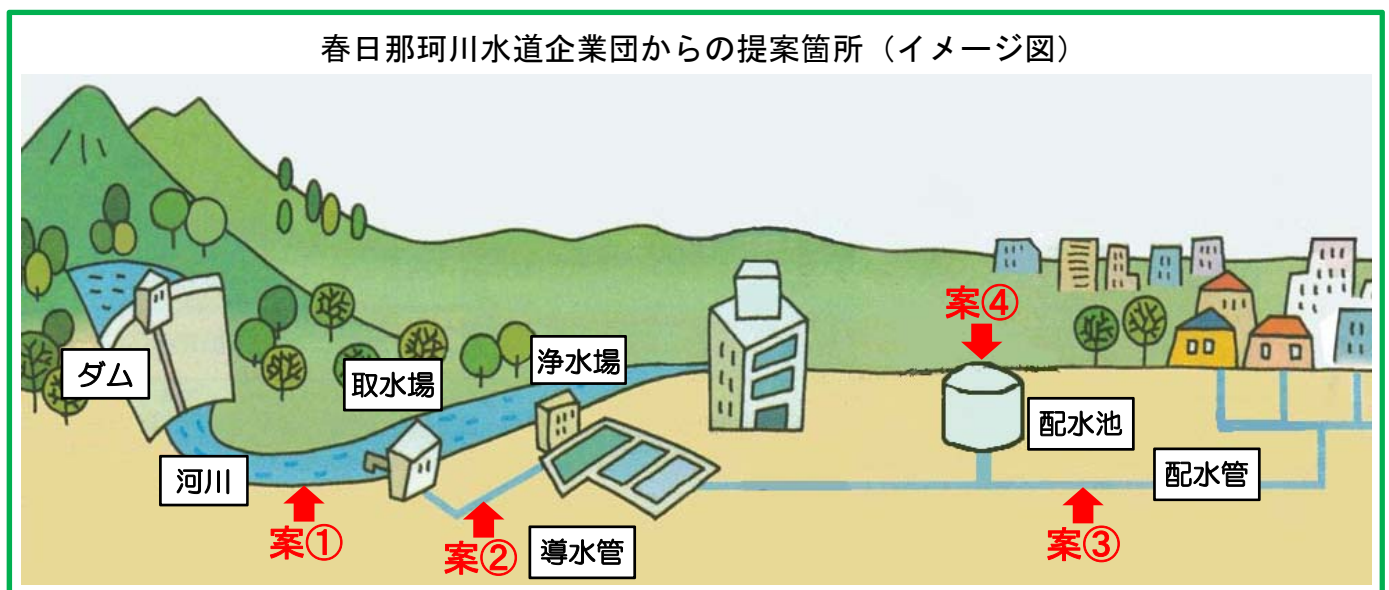
春日那珂川水道企業団から、断水等で春日市民や那珂川町民の生活に支障を来すことのないよう、恒久策ができるまでの暫定的な断水回避策（案）について、福岡市等へ提案があったもの。

【原水による手法】案①：春日那珂川水道企業団が那珂川の河川表流水を取水

案②：春日那珂川水道企業団が福岡市の導水管から管を分岐し取水

【浄水による手法】案③：春日那珂川水道企業団が福岡市の配水管から受水

案④：春日那珂川水道企業団が福岡地区水道企業団からの受水量を増量



※暫定的な断水回避策（案）の比較表を6頁に示す

2-3. 福岡市の対応方針

複数の暫定的な断水回避策（案）を法的・技術的に比較検討するにあたり、次回の4者協議においては、以下の条件をもとに協議を進めていきたい。

- (1) 福岡市民に対する安定給水が確保されること
- (2) 福岡県が主体となった全体的な調整及び春日那珂川水道企業団に対する指導・監督を行うこと
- (3) 春日那珂川水道企業団が恒久的な水源を確保できるまでの期限を設定すること
- (4) 早期に違反取水が解消されること

暫定的な断水回避策(案)の比較表

区分	案① 河川表流水を取水		案② 福岡市の導水管から管を分岐し取水	案③ 福岡市の配水管から受水	案④ 福岡地区水道企業団からの受水量を増量
	(1)福岡市が持つ水利権の一時転用	(2)福岡市の水利権水量の範囲内での運用			
概要	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市が持つ水利権水量の一部を減量 春日那珂川水道企業団は、減量分の水利権を新規に取得 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市が持つ水利権水量の範囲内で、春日那珂川水道企業団が運用 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市が取水施設で取り入れた河川水を、浄水場にする導水管の途中から春日那珂川水道企業団が取水 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市の配水管と春日那珂川水道企業団の配水管を接続し、春日那珂川水道企業団が受水 	<ul style="list-style-type: none"> 都市圏の構成団体の協力による受水量の増量
イメージ図					
特徴及び課題	<ul style="list-style-type: none"> 河川法の手続 福岡市→水利権の変更手続が必要 ※水利権水量を暫定的に一部減量 ※暫定的な断水回避策終了後、水利権の再取得の手続が必要 春日那珂川水道企業団 →水利権の新規取得手続が必要 春日那珂川水道企業団において、取水口の工事が必要 福岡市の施設を改造する必要がない 	<ul style="list-style-type: none"> 河川法の手続 福岡市→水利権の変更手続が必要 ※水利権水量の変更はない 春日那珂川水道企業団 →水利権の新規取得手続が必要 【手続について国・県に確認中】 福岡市が持つ水利権水量の範囲内で春日那珂川水道企業団が需要に応じた運用 【運用の可否について国・県に確認中】 春日那珂川水道企業団において、取水口の工事が必要 福岡市の施設を改造する必要がない 	<ul style="list-style-type: none"> 河川法の手続 福岡市→春日那珂川水道企業団に取水させる手続が必要 ※水利権水量の変更はない 春日那珂川水道企業団 →水利権の取得手続が不要 福岡市が持つ水利権水量の範囲内で春日那珂川水道企業団が需要に応じた運用可能 福岡市の導水管事故、維持管理による取水の停止が、春日那珂川水道企業団の断水につながる 春日那珂川水道企業団において、導水管を布設する工事が必要 福岡市の導水管からの分岐工事が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 国（厚生労働省）は大規模な受水を認めていない 福岡市の配水管事故、維持管理による受水の停止が、春日那珂川水道企業団の断水につながる 春日那珂川水道企業団において、配水管を布設する工事が必要 福岡市の配水管との接続工事が必要 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 現状の施設で対応可能な最大水量を実施済 </div> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 5 月 26 日～ 2,000m³増量 平成 27 年 10 月 16 日～ 2,000m³増量 <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">計 4,000m³増量</p>

【水利権とは】 「水利権」という用語は、法律上のものではなく、水を利用する権利として従来よりこの呼び方が定着しているものです。特定の目的（水力発電、かんがい、水道等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に使用する権利のことをいいます。水利権は、利水者が河川管理者から流水の占用許可として付与されるものです。

凡例 福岡市施設
 春日那珂川水道企業団施設

春日那珂川水道企業団の河川法違反取水の概要

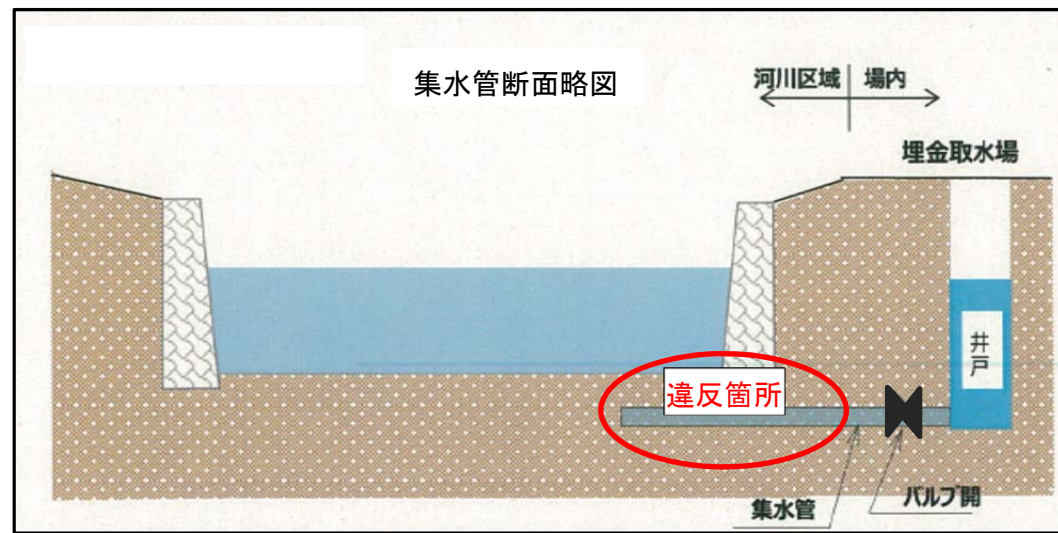
- 平成 27 年 3 月 31 日 春日那珂川水道企業団^{*}の河川法違反取水が発覚
- 平成 27 年 9 月 17 日 福岡県から春日那珂川水道企業団へ是正指示

河川法違反等として確認された内容

(平成 27 年 9 月 17 日春日那珂川水道企業団記者会見資料より)

違反内容	位置	現状
かんがい用水の無許可転用【第23条】	① 埋金取水場	取水停止
	② 東隈取水場	取水停止
那珂川表流水の超過取水【第23条】	② 東隈取水場	違反継続
那珂川の無許可取水【第23条, 24条, 26条】 (河川に集水管を埋設し井戸へ取水)	① 埋金取水場	違反継続
	② 東隈取水場	取水停止
	③ 山田取水場	取水停止
井尻川(普通河川)の無許可取水	④ 井尻取水場	許可取得

- その他、違反の疑い(現在調査中)
- 井戸水に那珂川の伏流水が混入している疑い
 - 牛頸川からの違反取水の疑い



※春日那珂川水道企業団の概要

設立	昭和52年10月1日(春日市と那珂川町が設立)
企業長	春日市長と那珂川町長で持ち回り(平成27年4月1日より春日市長)
給水人口(平成26年度)	151,902人(春日市111,601人、那珂川町40,301人)
平均給水量(平成26年度)	36,327m ³ /日
最大給水量(平成26年度)	39,255m ³ /日

春日那珂川水道企業団施設位置図

